

平成28年9月30日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見

「民法の成年年齢の引下げの施行方法」 の該当箇所	意見
1 改正法施行時点で既に18歳、19歳に達している者は、改正法の施行日に一斉に成年に達するとすることによる支障の有無	<p>教育資金贈与信託等、親権者が代理人として取引を行う未成年者口座は多数存在している。未成年者が成年に達すると親権者であった者の取引権限は失われ、口座名義人本人でなければ取引できなくなる。この際、口座名義人本人であっても、取引印鑑の届出等の手続き（インターネットバンキング取引を行う場合には、加えて、インターネットバンキングの申込み手続き）が完了しなければ、取引はできない。</p> <p>このため、改正法の施行日から、口座名義人本人も親権者であった者も取引できない口座が発生し、顧客に混乱が生じる恐れがあるので、配慮願いたい。</p>